

湖西市監査委員公告

地方自治法第199条第7項の規定により実施した令和3年度財政援助団体等に対する監査の結果に対し、市長より措置を講じたとの通知があったため、同条第14項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年12月27日

湖西市監査委員 墨 岡 秀 治
湖西市監査委員 柴 田 一 雄

令和3年度財政援助団体等に対する監査結果に基づく対応措置

令和3年12月3日付け湖監第29号により改善するよう求められたものについて、下記のとおり対応しましたので報告します。

【担当部署】 環境課

指摘事項	指摘事項に対する対応
<p>平成29年度行政監査の講評について</p> <p>① 湖西環境保全協議会</p> <p>ア 事業効果を評価する基準を設定し成果の検証を行うこと。</p> <p>イ 収支計算書等において、補助対象事業と補助金の積算根拠を明確にするために、補助金の使途内容がわかるようにすること。</p> <p>② こさい花いっぱい運動推進協議会</p> <p>ア 事業効果を評価する基準を設定し成果の検証を行うこと。</p> <p>イ 収支計算書等において、補助対象事業と補助金の積算根拠を明確にするために、補助金の使途内容がわかるようにすること。</p>	<p>① 湖西環境保全協議会補助金は、令和4年度から廃止する。なお、市は一会員として会費を支払うものとする。</p> <p>②</p> <p>ア 現在の費用対効果の検証として、19以上の花壇の管理運営、年5回の播種・仮植等育苗支援など十分な効果が得られており、代替事業を検討も同等以上の費用対効果が得られる事業の選定には至っていない。</p> <p>イ 協議会の存在自体が補助事業の目的のため、すべての事業が補助対象となりうる。補助金の使途用途に関しては、決算書にて明確化を図る。</p>